○関東地方整備局告示第二百五十五号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川利根川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十七年五月十三日　関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局利根川下流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、大正十二年八月十四日付け千葉県告示第三百二十一号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○中部地方整備局告示第八十六号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十七年四月二十四日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十七年五月十三日　中部地方整備局長　八鍬　隆

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：流量調整担体流動生物ろ過方式

製造者の住所・氏名	愛知県名古屋市千種区千種三丁目20番20号　日本理化工業㈱ 代表取締役社長　有松　浩二
工場の所在地及び名称	愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３－５　大栄産業株式会社　東海マリン工場 北海道歌志内市字文珠159番地９　大栄産業株式会社　北海道工場 鹿児島県曽於郡大崎町菱田2918番地の１　南九州ニッコー株式会社 沖縄県中頭郡西原町字小那覇680番地　琉球設備工業株式会社

認定番号	浄化槽の名称
５－15－Ｈ－003	日理式浄化槽　ＮＫ－ＣＰＩ－Ａ型
〃　－１	〃　ＮＫ－ＣＰＩ－Ｂ１型
〃　－２	〃　ＮＫ－ＣＰＩ－Ｂ２型
〃　－３	〃　ＮＫ－ＣＰＩ－Ｂ３型
〃　－４	〃　ＮＫ－ＣＰＩ－Ｃ１型
〃　－５	〃　ＮＫ－ＣＰＩ－Ｃ２型
〃　－６	〃　ＮＫ－ＣＰＩ－Ｃ３型
〃　－７	〃　ＮＫ－ＣＰＩ－Ｄ型

○近畿地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十三日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
舞鶴市字上安小字五反田五一番四から同市字京田小字東光寺一〇一三七番四まで	前	Ａ　九・九五～一〇・三五	一〇三・三七メートル	上記Ａ・Ｂ及びＣは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ａ　九・九五～一〇・三五	五・五五五キロメートル	
		Ｂ　八・七一～一二・五〇	一〇〇・三六〇メートル	
		Ｃ　三九・五六～八六・二六	一〇〇・七五〇メートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二十二号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十七年五月十三日　沖縄総合事務局長　河合　正保

登録小型船舶教習実施機関の名称　沖縄県立宮古総合実業高等学校

代表者の氏名

（変更前）伊志嶺秀行

（変更後）具志堅三男

国会事項

衆議院

憲法審査会

日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての意見聴取について

平成二十七年五月十三日　衆議院憲法審査会会長　保岡　興治

衆議院の憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査のため、次の要領で国民各層から意見聴取を行いますから、意見をお述べになりたい方は進んでお申し出下さい。併せて傍聴者の募集も行っております。

一、意見を聴くテーマ　改正国民投票法等の施行を受けて、これからの憲法審査会に望むこと

一、日時　平成二十七年六月十五日（月）午後一時

一、場所　高知県高知市　ホテル日航高知旭ロイヤル

一、意見陳述申出の方法　徳島県、香川県、愛媛県及び高知県に在住する方で意見を述べようとする方は、意見の概要（当日開陳する意見の要旨）を八百字以内の文書にまとめて、平成二十七年六月一日（月）正午（必着）までに提出して下さい。郵送または電子メールで受け付けます。申出の際には、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業及び電話番号を記載した文書を必ず添付して下さい。

（郵送の場合）封筒の表に「高知公述希望」と記載し、郵便番号一〇〇－八九六〇東京都千代田区永田町一ノ七ノ一衆議院憲法審査会事務局気付憲法審査会会長宛に郵送して下さい。

（電子メールの場合）件名に「高知公述希望」と記載して、「kenpou@shugiinjk.go.jp」宛に送信して下さい。

一、傍聴の申込方法　申し出た方の中から幹事会で選定の上、通知いたします。意見陳述者に選定された方については、その「意見の概要」を公開することがあります。なお、意見陳述者の方には旅費日当を支給いたします。

傍聴を希望する方は、封筒の表に「高知傍聴希望」と記載し、宛先及び郵便番号を明記して八十二円切手を貼った返信用封筒（長形三号程度）を必ず同封し、平成二十七年六月一日（月）正午（必着）までに衆議院憲法審査会事務局気付憲法審査会会長宛に申込み下さい（一人一通に限る）。なお、傍聴申込が多数の場合は抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者宛に通知いたします。

なお、お問合せは衆議院憲法審査会事務局まで　電話　東京〇三（三五八一）五五六三